

# 徳田靖之弁護士が語る2つの再審請求事件 (菊池事件・飯塚事件)

2019年  
2月8日(金) 18:30~  
大阪弁護士会館 9階 920号室

\*地下鉄・京阪「淀屋橋」から徒歩7分



講師 **徳田 靖之 弁護士**

(21期 弁護士法人徳田法律事務所)

~~~~~「死刑執行された冤罪・飯塚事件」より~~~~~

## ★講師の紹介★

死刑判決確定から2年後、再審請求準備中に突如として強行された死刑(2008年)は、遺族にとってはもとより私たち弁護団にとっても耐えがたい苦痛であり、何よりも私たちに悔悟と自責とを迫るものであった。あの時、私たちがもっと早く再審請求書を提出していれば、死刑執行はなかったのではないか、その意味で、私たちの怠慢が死刑執行を許したのではないか、そうした思いから、私は、この9年間を針のむしろに据えられているとの思いを抱きながら、再審に取り組んできた。【中略】

飯塚事件はいわゆる冤罪事件の典型的な特徴を備えた事件であり、その再審無罪を勝ち取ることは、日本の刑事司法のあり方に一石を投じるものと信じている。

本例会では、現在係属している2つの再審請求事件において弁護団長を務めておられる徳田靖之弁護士をお招きして、ご自身の体験も踏まえながら、刑事司法の抱える問題点と再審請求事件への取り組み等についてお話いただく予定です。



1969年に弁護士登録。ハンセン病国賠訴訟、薬害エイズ訴訟をはじめ、数多くの事件に関わってきた。現在は、菊池再審請求弁護団、飯塚再審請求弁護団、ハンセン病家族訴訟弁護団等の弁護団事件において弁護団代表を務めるなど、多方面にわたり精力的な活動を行っている。

冤罪事件がどの様に作り出されていくのか、それに対して、弁護人はどの様に関わっていくべきかについて深く考える絶好の機会です。

ロースクール生・修習生を含めた若手をはじめ、多くの方にご参加頂ければ嬉しく思います。

- \* 2019年初の例会です。事務所の新人、お知り合いの新人弁護士や司法修習生をお誘いください！
- \* 参加費無料、事前申込み不要です。
- \* 終了後、近くの会場に移動して懇親会を開催します。(修習生・修習予定者・学生は参加無料です)

★主催 青年法律家協会大阪支部

青年法律家 大阪

検索

この行事に関するお問い合わせ先：弁護士 井上 将宏 (いわき総合法律事務所 電話06-6364-3300)